

令和4年（2022年）10月24日

豊中市長 長内 繁樹 様

豊中市廃棄物減量等推進審議会
会長 渡邊信久

令和4年（2022年）8月3日付で、本審議会に対して意見を求められた下記事項について、別紙のとおり意見具申します。

記

- ・粗大ごみの処理手数料の改定について

豊中市廃棄物減量等推進審議会意見具申

粗大ごみの処理手数料の改定について

令和4年（2022年）10月

豊中市廃棄物減量等推進審議会

1. はじめに

豊中市の家庭から排出される粗大ごみの有料化については、第5期廃棄物減量等推進審議会で「粗大ごみの適正な費用負担に関する計画」について審議し、その意見具申で「概ね処理経費の30%相当を市民に負担を求めるることは既に有料制が導入されている都市とほぼ同じ水準であり妥当である。また、現行の戸別申込制の対象品目ごとに料金を設定し、それぞれの大きさ、重さ、処理困難性を考慮して段階別に料金を設定する方式が妥当」と意見し、粗大ごみを多く出す人と出さないとの費用負担の公平性の確保、ごみの発生・排出を抑制するため、平成18年(2006年)10月に収集品目ごとに処理手数料を徴収する粗大ごみの有料化が導入された。

粗大ごみ有料化から15年以上が経過し、開始当初は減少傾向であった粗大ごみの排出量は近年増加傾向にあり、排出抑制効果の低下も懸念されるなか、新型コロナウイルスの影響による生活様式の変容やデジタル化の推進など、廃棄物処理をめぐる昨今の社会情勢や市民ニーズが大きく変化している背景を踏まえ、ごみの発生抑制と再使用の推進に向け、粗大ごみ処理手数料の改定について、本審議会に意見を求められたものである。

2. 審議結果

(1) 粗大ごみの発生状況について

粗大ごみの排出量は、有料化導入後の平成26年度（2014年度）までの8年間、排出量は約850～900tの間でほぼ横ばいで推移していたが、平成30年（2018年）の大坂府北部地震をはじめとする災害や、現在も続くコロナ禍での断捨離により排出量が増加傾向にあり、1,000 tを超える状況である。

(2) 処理手数料の考え方について

粗大ごみ有料制はごみの発生・排出抑制を促す施策であるため、排出者に処理経費の全てを負担させる考えにはなじまないと考える。

他市状況を鑑み、粗大ごみの有料制を導入している中核市における処理手数料の最低区分の平均は概ね400円であり、同様の金額に設定することは妥当であると考える。

緩やかな改定であるものの、物を大切にする行動につながることが期待され、排出抑制効果はあるものと見込まれる。

3. 手数料改定に当たっての留意事項

- (1) 市は引き続き市民のごみ減量行動を誘導・支援するとともに、デジタル化の推進等によるコスト削減につとめること。さらに拡大生産者責任の確立をめざして、大阪府や府内市町村と連携して、地域から事業者や国へ法制度の整備を積極的に働きかけること。
- (2) 市民の減量行動を促進するため、身近なところでリサイクルできる機会やしきみについて、SNS等を活用した情報発信を行うこと。
- (3) 改定を実施するにあたり十分な周知期間を設けること。
- (4) 改定の直前には市民の駆け込み排出が予想されるため、申込みの受付・収集体制の準備を整えること。